

2021

11月

No.571

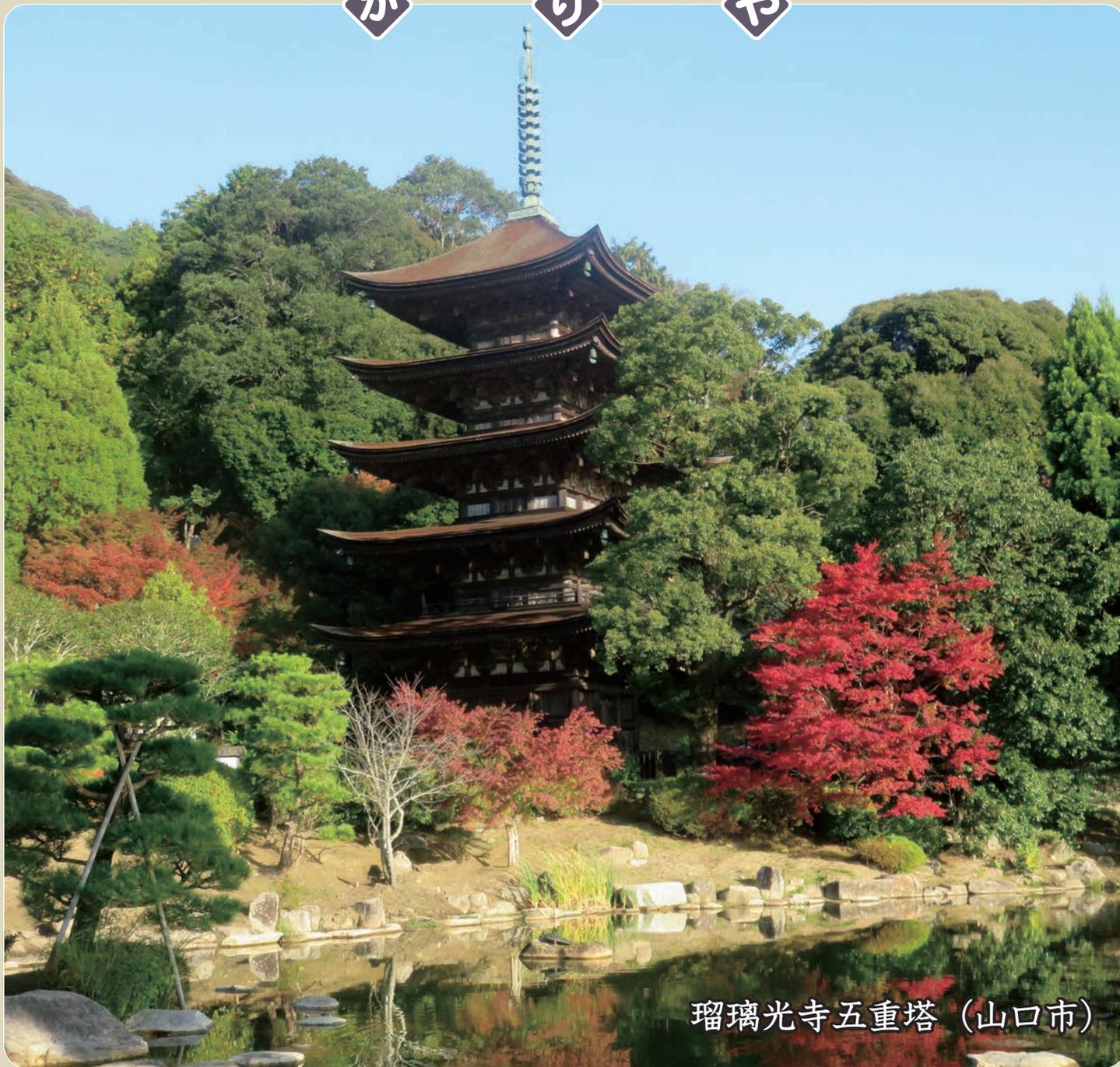
# か り や



か

り

や



瑠璃光寺五重塔（山口市）

写真提供：山中 一弘 氏

## も く じ

11月は「過重労働解消キャンペーン月間」です.....1	労働者死傷病報告書受付状況.....6
最低賃金周知動画をUP！しました.....2	無災害記録証伝達式.....6
11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。.....3	監督署だより.....7
規制が強化されたアーク溶接作業パトロールを実施.....4	衣浦東部保健所コーナー.....8
11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。.....4	エッセイ 労務屋の昨今.....9
愛知労働局管内死亡災害発生状況.....5	会員だより.....11
愛知県の全産業死亡災害.....5	お知らせ.....12



# 11月は「過重労働解消キャンペーン月間」です

## 01 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。国民一人ひとりが自身にも関わるものとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管障害もしくは心臓疾患を原因とする死で、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死またはこれらの脳血管障害、心臓疾患、精神障害のことであります。



## 02 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

過労死等  
防止対策推進  
シンポジウム

全国の労働局において計48回開催します。  
※無料でもともとご参加できます。  
開催会場によって開催日時やプログラムは異なります  
ので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.g-unique.co.jp/karoushiboushijmp/>



／ 事業主の皆さまへ ／

## 03 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



目指すゴールは、  
過重労働ゼロ。



11月は過重労働解消キャンペーン月間です。  
また、11月1週目は過重労働相談受付集中週間です。

お近くの都道府県労働局・労働基準監督署や「労働条件相談ほっとライン」(厚生労働省委託事業) 右記はオンラインで労働に関する相談を受け付け 0120-811-610 月～金 17:00～22:00 土日・祝日 9:00～21:00 ていますので積極的にご連絡ください。

【特別労働相談】を実施します!  
【無料】過重労働解消相談ダイヤル 0120-794-713

令和3年11月6日(土) 9:00～17:00 専用WEBサイト

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。



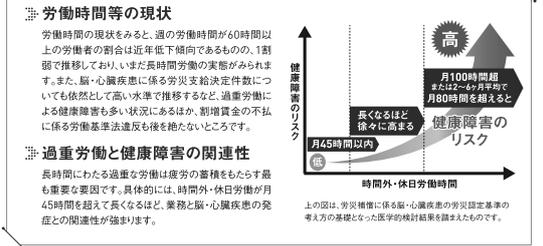
## 過重労働による健康障害を防止するために<sup>※2</sup>

- ① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。
  - 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時な特別な事情がなければこれを超えることができません。(注1)
  - 臨時な特別な事情があつて労働が合致する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
  - 時間外労働は本来臨時な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとするようにしてください。
  - (注1) 建設業、自動車運送の業種など、特定の事業・業種については、上記規程の適用が除外されています。
  - (注2) 労働安全衛生法第67条第2項第2号及び第3号の規定に基づいて労働者に課する負担(1年以内9ヶ月、厚生労働省)
- ② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。
  - 労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得することが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与と制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。
- ③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。
  - 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
  - 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
  - 労働安全衛生法の改正され、面接指導の対象が、(時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者)に拡大されています。

## 資金不払残業を解消するために<sup>※3</sup>

- 1 職場風土を改革しましょう。
- 2 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- 3 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)  
 ※2「過重労働による健康障害を防止するための事業者が講ずべき指針」(令和3年6月、厚生労働省)  
 ※3「資金不払残業の解消を図るための指針」(令和3年9月、厚生労働省)



過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握<sup>※1</sup>し、次の措置を講じましょう。

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。  
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。
2. 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。  
都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。
3. 重点監督を実施します。  
①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②健康権が極めて高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督を行います。
4. 「特別労働相談」を実施します。  
「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をいじめとした労働条件全般にわたる、都道府県労働局の担当者が相談に対応します。  
実施日時：令和3年11月6日(土) 9:00～17:00 0120-794-713

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

10月31日(日)から11月6日(土)は、過重労働相談受付集中週間です。

■都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30～17:15)

■労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業) 0120-811-610 月～金 17:00～22:00 土日・祝日 9:00～21:00

オンラインで開催!!

事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、**過重労働解消のためのセミナー**を実施します!

愛知労働局YouTubeチャンネルに

# 最低賃金周知動画をUP！

しました



「愛知県最低賃金が  
上がりました」

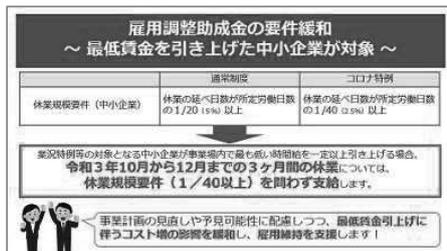
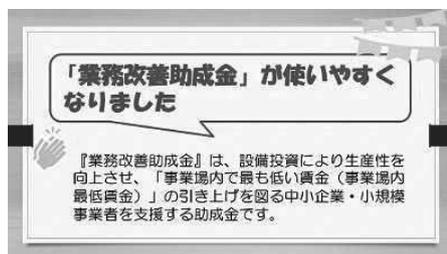


## 【動画内容】

- ① 最低賃金改定のお知らせ
- ② 業務改善助成金の概要
- ③ 雇用調整助成金の休業規模要件の緩和の概要



愛知労働局のチャンネル登録も  
お願いします m(\_ \_)m



商標・登録商標については愛知労働局HPの「商標について」をご参照ください。

# 11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!  
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や  
急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



しわ寄せ防止  
特設サイト

- ・労働局、労働基準監督署では、下請等中小事業者から、「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経済産業局に情報提供しています。
- ・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公正取引委員会、中小企業庁に通報しています。

# 規制が強化されたアーク溶接作業パトロールを実施 ～じん肺予防に加え、神経障害等の健康被害への対応の規制強化～

愛知労働局

愛知労働局は6日、全国労働衛生週間（10月1日～7日）の一環として、アーク溶接作業について、じん肺予防をはじめ、神経障害等の健康障害防止のための規制が強化されたことから、その対応状況を確認するため、稲沢市の池田工業(株)に対するパトロールの様子を公開。溶接ヒュームのばく露防止対策、防じんマスクの着用状況、換気の状態などを確かめた。

池田工業は、「防じんマスクの着用が課題であり、新鮮な空気をヘルメットから顔面に送気することにより、作業者がばく露するヒュームの低減に取り組んでいる。」「その結果、呼吸のしやすい防じんマスクを選択、使用できるようになった。」「ヘルメットに繋がる送気ホースに孔を空け、作業服内を通し冷気を送気することにより熱中症対策にも取り組んでいる。」などと説明。

溶接ヒュームについては、神経障害等の健康障害を及ぼすことが明らかとなり、粉じんとしての規制に加え、本年4月から特定化学物質（第2類）として規制された。

## 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

正社員、パート、アルバイト。

雇用形態に関わらず、ひとりでも雇っている場合、事業主は労働保険の手続きを行う義務があります。

忘れずに労働保険の手続きを。

◎詳しくは、愛知労働局、労働基準監督署又はハローワークへ ご相談ください。

- 労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。
- 電子申請での手続き、口座振替納付が便利です（電子申請は24時間、365日いつでもOK!）。

「安心」を支えるワン・ピース  
**労働保険**  
労災保険 雇用保険

**労働保険は働く皆さんを守ります**  
法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければなりません。労働保険は会社の安定はもちろん、従業員の安心・安全のための保険。「アルバイトだから大丈夫だと思っていた」、「設立準備が忙しくて忘れていた」、「そもそも知らなかった」など事情はあっても、従業員のため、会社のために、労働保険に加入することは事業主の責任です。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です。（電子申請は24時間、365日いつでもOK!）

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。  
厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp> 労働保険 検索

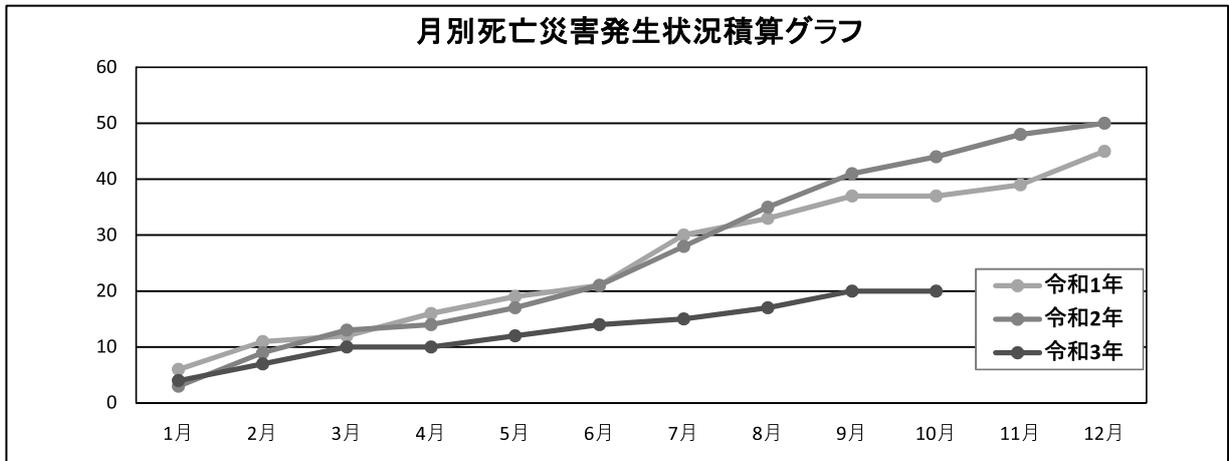
●労働保険とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険を総称した言葉です。  
●労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

## 愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和3年10月11日現在の速報値）

愛知労働局

業 種		年 別	令和3年（速報値）	令和2年同期（速報値）	令和2年確定値
製 造	業		10（1）	7	11
	食 料 品 製 造 業		1		
	化 学 工 業		1	3	3
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		2	1	1
	金 属 製 品		1（1）		2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用		2	3	4
	そ の 他		3		1
建 設	業		3	8（1）	13（2）
	土 木 工 事 業			4（1）	4（1）
	建 築 工 事 業		3	2	5（1）
	そ の 他			2	4
陸 上 貨 物 運 送 事 業	業		1（1）	7（1）	7（1）
	卸 売 業		2（2）	3（1）	3（1）
	小 売 業		2（2）	2（1）	2（1）
	そ の 他			1	1
清 掃 ・ と 畜 業				3	3
上 記 以 外 の 事 業			4（1）	8	13（2）
合 計			20（5）	36（3）	50（6）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。



## 愛知県の全産業死亡災害

（令和3年10月11日現在）

愛知労働局

発 生 月 発 生 時 間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
9月 10：25	道路貨物 運送業	9名以下	トラック 運転者	60代	3年	交通事故 （道路）	トラック	タンクローリーで自動車専用道路を走行中、側壁に衝突した。
9月 14：30	金属製品 製造業	50～99名	営業	40代	4年	交通事故 （道路）	トラック	製品配送後の帰社途中、工事で渋滞中の高速道路で後ろから大型トラックに追突されたもの。
9月 15：30	林業	10～29名	林業	40代	1年	墜落・転落	通路	伐倒木の選木作業中、被災者が時間になっても集合場所に現れなかったため捜索したところ、沢で倒れている状態で発見されたもの。被災者の担当エリア内にシダに覆われた崖があり、発見された沢はこの崖の真下のため、崖を滑落したと推定されている。

# 令和3年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和3年9月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	18		153		130		+23		建 設 業 計	1		18		28	(1)	-10	-1
食 料 品	2		29		22		+7		土 木			5		3	(1)	+2	-1
織 維			1				+1		建 築			9		17		-8	
木材・木製品			1				+1		そ の 他	1		4		8		-4	
製紙・印刷	1		1		2		-1		交通・運輸業	10		54		39		+15	
化 学	1		4		8		-4		陸上貨物業			3		1		+2	
窯業・土石			6		6				港湾荷役業								
鉄鋼・非鉄	2		10		12		-2		商 業	5		46		43		+3	
金属製品	3		30		39		-9		接客・娯楽業	3		20		11		+9	
一般機械	1		5		9		-4		清 掃 業	2		12		14		-2	
電気機械			3		3				そ の 他	9		80		51		+29	
輸送用機械	8		55		26		+29		合 計	48		386		317	(1)	+69	-1
その他製造			8		3		+5										

※本統計は令和3年9月末日までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

## 無災害記録証伝達式

刈谷労働基準監督署

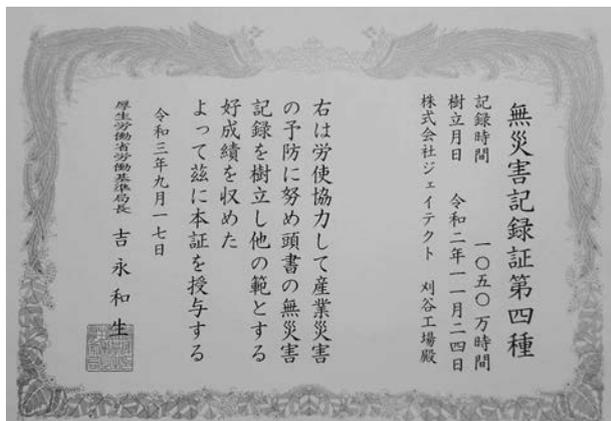
去る令和3年10月7日（木）に、第四種無災害記録を達成されました 株式会社ジェイテクト刈谷工場 平 工場長様に、厚生労働省労働基準局長無災害記録証を伝達しました。

記録証を受けられました事業場におきましては、今後も継続して労働災害防止活動を活発に展開され、さらに上位の無災害記録を目指していただきたいと思います。

株式会社ジェイテクト刈谷工場

（金属工作機械製造業）

第四種無災害記録「1050万」時間達成



## 愛知県最低賃金が時間額 955 円に改正

### 刈谷労働基準監督署

令和3年10月1日から、愛知県最低賃金が時間額955円に改正されました。愛知県最低賃金は、愛知県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用、臨時、パートタイマー、アルバイト等の属性、性、国籍および年齢の区別なく適用されるものです。

厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引き上げに向けた環境整備を図るため、以下の最低賃金及び賃金の引上げに向けた生産性向上等のための支援を実施しております。

#### ① 業務改善助成金

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者には、生産性向上のための設備・機器等の導入経費（業務改善経費）の一部を助成するものです。

##### 【お問い合わせ先】

業務改善助成金コールセンター（電話：03-6388-6155）

#### ② 雇用調整助成金（最低賃金引上げに伴う特例）

業況特例又は地域特例の対象の中小事業主が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給することになりました。

##### 【お問い合わせ先】

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター（電話：0120-60-3999）

#### ③ 「愛知働き方改革推進支援センター」

愛知労働局委託事業として「愛知働き方改革推進支援センター」を開設し、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者等を中心に、非正規雇用労働者の処遇改善、労働時間の短縮、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和等の取組を支援するため、専門家による相談対応（電話・メール・対面・訪問）や出張相談会・セミナー等を実施しています。

##### 【お問い合わせ先】

愛知働き方改革推進支援センター（電話：0120-006-802）

長引く自粛生活で・・・アルコールの量が増えていませんか？

## あなたは大丈夫？～お酒との上手な付き合い方～



### ◆ お酒の脳への影響      お酒とうつ病

ストレスがたまって、ついついお酒を沢山飲んでしまうことはありませんか？お酒の脳への作用は、「脳を働かないようにする」ということが基本です。では、お酒を飲み続けていると脳にどのような変化が起きるでしょうか？

お酒が脳の機能を抑え続けると、脳はお酒に負けないよう、興奮させる細胞を活性化させます。お酒を飲み続けることで、少しずつですが脳の細胞に変化が生じるのです。その結果、睡眠や脳の機能に影響が出るようになり、うつ病等の精神疾患を招いてしまうことがあります。

出典：市民のためのお酒とアルコール依存症を理解するためのガイドライン

### ◆ お酒の飲み方をチェックしてみましょう

飲酒は、適量を超えたり回数が増えたりと、誰でもアルコール依存症になる可能性があります。

アルコール依存症で苦しむのは本人だけではありません。多くの場合、健康、仕事、家族、友人、財産を失うことにつながります。

自身の飲酒習慣を振り返り、危険な飲み方をしていないかチェックしてみましょう。



### チェックテスト      ◆過去に次の経験がありましたか◆

- |                                       |                             |                             |
|---------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 1. 飲酒量を減らさなければならなかったこと.....           | <input type="checkbox"/> ある | <input type="checkbox"/> ない |
| 2. 他人があなたの飲酒を非難するので、気にさわったこと.....     | <input type="checkbox"/> ある | <input type="checkbox"/> ない |
| 3. 自分の飲酒について、悪いとか申し訳ないと感じたこと.....     | <input type="checkbox"/> ある | <input type="checkbox"/> ない |
| 4. 神経を落ち着かせたり、二日酔いを治すために「迎え酒」をしたこと... | <input type="checkbox"/> ある | <input type="checkbox"/> ない |

### 判定



上記4項目で、いくつ「ある」にチェックが入りましたか？

- 0項目** ⇒ 「危険の少ない飲酒」・・・年1回、飲酒量をチェックしましょう。
- 1項目** ⇒ 「危険な飲酒」・・・**節酒**が必要です。
- 2項目以上** ⇒ 「**アルコール依存症**の疑い」・・・専門機関に**相談**しましょう。

出典：CAGE法（基礎的な飲酒スクリーニング検査の一種）

一般社団法人 東海労働経済研究所  
 代表理事 小栗 利治  
 (前愛知紛争調整委員会委員)

## 人間臭の薄い日常

コロナ禍、会社のサラリーマンがある日から上司に「在宅勤務」を命ぜられて久しい。ある家族は妻と子、ひとりずつ、当たり前前の生活をしていた。

妻は美容師で、美容院勤務、今は週休2日制。一人いる幼児は母と共に朝、家を出て保育園へ向かう。帰りも母と一緒に。

一人留守番（在宅勤務）している父（夫）、そんな日常は数か月が過ぎた。自分を除けば、日中、人の気配のない家で与えられた仕事をコツコツこなす。そして量と質を消化することに馴れたが、然し淋しい。昼食もひとり。人の声のしないところで、「一人きり」。逆が普通ではないかと言われれば、その通りだ。

何かがおかしい。それはコロナのせい。だれなのか。コロナを兵器として開発していた国があった。それは中国。世界中に拡がったと言うのは通説か。元気のいい中国の手前、あまり大きな声は出せない。確証はないのだから。「小さい声で中国だよ」と言う人や、新聞もある。「本当の話かナーアー」。「然し、どこかで、誰かが創った疑いがある。

日本の隣国、中国は社会主義国家になって100年余り。今や世界一を伺う大国、アメリカを凌ぐ勢いもある。貿易相手国として、日本のお得意様でもある。

保守系の政権政党も、お得意様でもあるので、その顔色を伺っているようだ。政権政党の首相は、気配りして声を小さくしていたが、ついに「9月3日」に辞任した。コロナ対策失政等が原因と言うことであるが、その途端、日本のほとんどの株が暴騰したのには驚いた。何故だろうか。「ポリシーのない国」と言われるかも知れないが、国際間のトラブルは、解決が容易ではないのだから……北朝鮮と日本との関係改善は、日本も当惑も、仲良くしたいので、へり降っているのであるが……。相手は変り者か、昔々の恨みか。

主体性を持たなければならぬのであるだろうが、大きな声は誤解され易いので、要注意。

元に戻す。「在宅勤務」を行っている人達は、「上司が目の前に居ないので、気楽に働けるメリットもあるらしい」コミュニケーションは全くなし……。「馴ればそのとおり」と言う人もあるが、仕事はある程度の緊張感も必要とも言う。—その通り—。「オシヤカを創ってしまう」そうである。

### 人間臭

上司は部下を「如何に育てるか」常に考えているはずだ。然し、如何に育てるか、その手法に戸惑っている。「言って聞かせてさせてみせ、誉めてやらねば、人は動かじ」名言である。さすが山本五十六提督。

心の広い方、こんな上司に恵まれたことは、私には無かった。

国と国との関係を良好、対等で繋ぐ方法があるのか、どちらかが上、そして相手は下が普通。日本は戦争を仕掛けて負けた。完敗である。そして全面降伏（あらゆる方面、すべての面）敵にくだること。降参）した。

相手に人格を否定されようが、何をされでも仕方がないと言う状態の負けだが、日本を納めた連合軍と言っても、マッカーサー元帥中心の米軍。上の人や、マスコミには、さまざまな縛りがあったであろうが、庶民には関係なしだった。

当時、日常、降伏下に置かれているようには思わなかった。何故か、戦時下の日本の軍隊は、鬼より恐い存在で、庶民もビクビク、ヘイ、ヘイしていた。軍人に……。

ところが米軍は寛大、自由があった。統治の手法の違いか。今、日本では発注者と受注者（請負関係で元と子）の関係は厳しいの一語か、下請は厳しい発注者の監視下に置かれているようだ。品質管理上、当然だと言う声は高い。

弱い者は出来が悪い。厳しい監視下に置かないと製造不良を犯してしまうからとの親心か。どこかの建設会社の代理人が、下請から何億と言うお金をたかっていたと言う話も、今年前半にあった。

良い商品を早くマーケットに出さないと生き残れないと言う、自由競争の厳しさがさせると言う声もあるが……。

最近、わが国も隣国の戦勝国中国とあらゆる面で深いお付き合いをするようになった。経済成長が著しい大国、中国が正に米国と競う世界の一大国になろうとしているからであろうか。売る人、買う人は相互互恵であろうが、それは建て前の話、買い手が一般的に強い！これは当たり前の世界でもある。

国と国との間が、世話している方が世話を受けている方より強いのは当たり前、対等ではなくなる。中国と言う買い手は相互互恵と言いながらも、強くなってきた。

日本人は賢人、そのフリ、フリのお芝居もうまい。

つい、この間と言っても20年前とか30年前、中国の賢い若者が、日本に来て、単純かつ重労働で汗をかいていた。あの汗をかきながら、主、客、逆転の夢を描いていたのか、今はやたらと強くなった。昔から大国の、米国と中国は、今、対等に亘りあって競争しているようだ。

日本はどうか。米国と中国の両方と良好な関係を維持、発展させようと必死になっているようだ。お国とお国の関係は相互信頼関係が基礎である。日本とアメリカの如く。然し社会主義国家として100年余りの歴史を持つ中国との関係はお国とお国との関係よりも、日本の企業は隣国であることを重視して、必死で和を通して、中国との信頼関係を築くために腐心しているように思える。

生きる、サバイバルで……。その必死さが、信頼関係を維持、発展させているのであろう。政権政党の総理が9月3日に、コロナに負けて倒れた。

本稿が世に出るとき、コロナが人智に負けて、押さえこまれていることを期待したい。それが成功するための手法を下記に。

成功するための知恵

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 141 努力する            | 155 未知の領域では慎重に進む   |
| 142 善意をもって取り組む      | 156 逆境に備える         |
| 143 自ら運命を切り開く       | 157 競争を避ける         |
| 144 運のめぐり合わせを知る     | 158 どんなときでも立派に戦う   |
| 145 不運にくじけない        | 159 先を読む           |
| 146 運が尽きる前に手を引く     | 160 蓄えを用意する        |
| 147 絶頂期を見きわめる       | 161 名声への道をバランス良く進む |
| 148 計画を着実に練る        | 162 良い評判を手に入れる     |
| 149 ゆっくり急ぐ          | 163 ひけらかさない        |
| 150 重要なことから始める      | 164 忠告に耳を傾ける       |
| 151 失敗を恐れない         | 165 いつも何かに思いこがれる   |
| 152 すぐに着手する         | 166 最後までやりとげる      |
| 153 チャンスを逃さない       | 167 危機をチャンスととらえる   |
| 154 見せかけだけではなく結果を出す |                    |

バルタザール・グラシアン「賢人の知恵」

(株)ディスカヴァー・トゥエンティワン刊より抜粋

## 会員だより

### 碧南支部

#### 《会社概要》

名 称：クロダイト工業株式会社

創 業：昭和3年4月

資 本 金：10,000万円

代 表 者：代表取締役会長 黒田 昌司

代表取締役社長 黒田 英嗣

従業員数：140名

本 社：愛知県碧南市羽根町4丁目58番地

TEL：0566-41-2151 FAX：0566-42-5149

H P：http://www.kurodite.co.jp/

高浜工場：愛知県高浜市八幡町1丁目1番地1

事業内容：上下水道部品製造、自動車部品製造販売一般産業部品製造販売、建築部材製造販売



#### 《企業沿革》

昭和3年 個人企業黒田鋳造所設立

昭和28年 合資会社とする。紡績機・自動車・工作機部品の製造販売。

昭和33年 株式会社とする。水道用メカニカルジョイント製造販売開始。

昭和36年 ダクタイル鋳鉄研究開始

昭和39年 クロダイト工業（株）に社名変更

昭和40年 高浜工場建設

平成16年 ISO9001 認証取得、愛知県から愛知ブランド企業の認定

#### 《会社紹介》

1928年に創業したクロダイト工業はダクタイル鋳物、シェルモード精密鋳造等を主とする製造メーカーです。クロダイト工業株式会社、株式会社クロダイト、クロダイト技研株式会社の3社でクロダイトグループが形成されています。

クロダイトグループは自社オリジナル商品である上下水道部品や自動車部品、機械部品等一般産業部品を中心とした鋳物製品の開発、製造、販売、アフターサービスを行っており、各社専門の高品質な技術及び高信頼サービスを軸に日本のインフラや産業を支えています。

#### 《製造製品》



# お知らせ

## 労働衛生講習会開催について

1. 日時 2021年12月20日(月) 13:15～14:45
2. 会場 あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター 交流ホール  
(刈谷市恩田町1丁目157番地 TEL 0566-24-1841)
3. 定員 80名 (先着順・定員になり次第締め切らせていただきます)
4. 次第
  - 1) 挨拶 (一社)刈谷労働基準協会 永坂衛生部会長  
刈谷労働基準監督署 木下署長
  - 2) 説明 「最近の労働衛生行政の動向について」  
刈谷労働基準監督署 藤下労働基準監督官
  - 3) 事例発表 「作業環境測定と対策について」  
サンエイ(株) 環境事業部 安藤課長
5. 参加費 無料 (非会員の方でも無料です)

## 西三河協会主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場
アーク溶接特別教育	12月16・17・18日 (満席)	豊田市福祉センター 他
安全衛生推進者養成講習	1月20・21日	西尾市文化会館
安全管理者選任時研修	1月27日	西尾市文化会館
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	1月26日	豊田市福祉センター

※西三河協会主催講習会を受講希望の方は、刈谷労働基準協会へお問い合わせ下さい。

## 中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場
危険予知訓練(KYT)1日研修会	1月21日	刈谷商工会議所

## 愛知労働基準協会主催講習会

講習会等	開催月日		学科会場	実技会場	受講料
	学科(日)	実技(日)			
ガス	1月25日	1月29日	ポータルビル	トヨタ教育センター	13,780円
技能講習 乾燥設備作業主任者	1月12・13日		ポータルビル		13,340円
はい作業主任者	1月10・11日		ポータルビル		12,895円
石綿作業主任者	1月24・25日		ポータルビル		13,280円

# 刈谷労働基準協会主催講習会

講習名		日程	会場	会費	
				会員	非会員
技 能 講 習	31H フォークリフト	(学) 12月3日 (実) 12月4・5・11日	(学科) あいち産業科学技術総合センター (実技) 豊田自動織機 高浜工場	32,950 円	
		(学) 1月7日 (実) 1月8・9・15日			
	有機溶剤作業主任者	12月9・10日	岡崎コンファレンスセンター	12,980 円	
		12月20・21日	あいち産業科学技術総合センター	13,980 円	
		1月11・12日			
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	12月7・8日	刈谷商工会議所	13,980 円	
		12月14・15日	あいち産業科学技術総合センター		
		12月21・22日	刈谷商工会議所		
		12月23・24日	あいち産業科学技術総合センター		
		12月23・24日	刈谷商工会議所		
1月6・7日		あいち産業科学技術総合センター			
1月17・18日					
1月18・19日		刈谷商工会議所			
1月27・28日	あいち産業科学技術総合センター				
特 別 教 育	プレス金型	(学) 12月6日 (実) 12月7日	あいち産業科学技術総合センター 豊田自動織機 ラーニングセンター	14,200 円	17,200 円
		(学・実) 12月16・17日 (実) 12月25日		20,000 円	23,000 円
	産業用ロボット	(学・実) 12月16・17日 (実) 12月25日	あいち産業科学技術総合センター 豊田自動織機 ラーニングセンター	36,500 円	40,000 円
		低圧電気 (実技 7H含む)		(学) 1月25日 (実) 1月26日	刈谷商工会議所
そ の 他 の 教 育	衛生推進者養成講習	12月2日	あいち産業科学技術総合センター	9,850 円	
	有機溶剤業務従事者教育	12月13日	あいち産業科学技術総合センター	8,600 円	11,600 円
	職長教育(製造業)	1月19・20日	あいち産業科学技術総合センター	14,000 円	17,000 円
	安全管理者選任時研修	1月27・28日	あいち産業科学技術総合センター	19,000 円	22,000 円

※会費にはテキスト代、昼食代、消費税を含みます。

# 安 全 緑 十 字

年  
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無 災 害  緑  
不 休 災 害  黄  
休 業 災 害  赤

勞 働 安 全 衛 生 保 護 具

環 境 測 定 機 器 販 売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050

労働衛生コンサルタント

# 産業医学研究所

労働衛生コンサルタント 神取 祥和

---

〒444-0052 愛知県岡崎市康生町631番地 ロイヤルシティ岡崎公園1202号室  
TEL (0564) 21-0050 FAX (0564) 21-0025  
E-mail : hippopo.xxx@ad.cyberhome.ne.jp



**MetLife**  
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社  
名古屋五城エージェンシーオフィス  
〒460-0008  
愛知県名古屋市中区栄3-8-8 名古屋平和ビル5F  
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー  
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



ミドリ安全が、働く女性のあらゆる安全をサポートします

ワーク女子力サイトはこちらから  
midori-anzen.co.jp/mwj/



MIDORI  
LADIES' WORKS COLLECTION

### 明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
  - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
  - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
  - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
  - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定  
健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）  
一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0044 名古屋市南区柵下町2-4 ☎ 052-822-2525  
FAX 052-824-1064

### 《四大定期刊行誌》

### ●単行本

<p>労基法運用の実務広報誌</p> <h2>労働基準広報</h2> <p>B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥56,000+税</p>	<p>管理・監督者のための実践情報誌</p> <h2>先見労務管理</h2> <p>B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥56,000+税</p>	<p>年度版 <b>安衛法便覧</b> 労働調査会出版局 編 最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。 B6判/3分冊/6,400頁/15,000円+税</p> <p><b>購読会員への特典</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●定期付録の発行</li> <li>●労務相談室の無料利用</li> <li>●労務関係資料の無料提供</li> <li>●社内研修等への講師の派遣</li> </ul>
<p>労働安全衛生の専門情報誌</p> <h2>労働安全衛生広報</h2> <p>B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥56,000+税</p>	<p>雇用管理者必携</p> <h2>建設労務安全</h2> <p>B5判/月刊/年間購読会員 ¥25,715+税</p>	

◎労働基準調査局とは一切関係ございません。(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F  
TEL 052(211)2073

印編 一発  
刷集 般社団法  
所人 人所

(株)刈谷市幸町二丁目二  
刈谷市高松町一丁目二  
刈谷労働基準協会  
電話 〇五二六八二一六三三三  
〇五二六八二一六三三三

定価一五〇円